

## 令和4年度 森林・林業施策の概要

本県では、戦後、植林された人工林が本格的な利用期を迎えている。森林の公益的機能を持続的に発揮させていくには、これらの人工林の施業を、経営規模の拡大に取り組む林業経営体に集約して、森林管理が事業活動として行われるようにしていく必要がある。

一方、令和元年度からは国の新たな森林経営管理システムが導入され、国から市町村に対する森林環境譲与税の配分が始まっている。この制度は、市町村が中心となり、森林環境譲与税を活用して森林整備を進めるものであり、各市町村において制度が円滑に運営されるような体制づくりが求められている。

また、こうした川上側の林業地域の状況を踏まえると、今後、県産木材の生産量は増加していくと見込まれることから、川下側での出口対策として、中高層や大規模建築物における木材の需要開拓を推進するとともに、宮の郷工業団地に整備された木材の流通・加工施設の集積効果を活かして、需要に対応した木材の安定供給体制を整備していく必要がある。

さらに、森林には、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能の発揮のほか、森林浴やレクリエーション、環境学習などの活動の場としての役割も期待されている。こうした様々な県民ニーズに応える森林づくりを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、令和4年度は、『茨城県総合計画』の施策に示す「林業の成長産業化」の実現に向けて、林業経営の自立化、県産木材の利用促進と木材産業の発展、機能豊かな森林づくりの推進に取り組んでいく。

### [ 林 政 課 ]

#### 1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による森林管理を実現するため、経営の集約化に取り組む林業経営体に対し、高性能林業機械やスマート林業機器の導入支援や森林情報の提供を行うことにより、経営規模の拡大を推進するとともに、市町村による森林整備が円滑に推進されるよう支援を行う。
- (2) 森林組合や林業経営体による提案型集約化施業を促進するため、森林施業プランナーや森林総合監理士などにより森林経営計画や市町村森林整備計画の作成を支援する。また、高い技術を持つ林業従事者を育成するため、林業技術に関する講習や高性能林業機械オペレーターの養成などを通して、低コストの森林整備を推進する。
- (3) 航空レーザー測量等により得られた詳細な森林情報や森林 GIS の整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に資する。  
さらに、森林整備を円滑に進めるため、県と市町村が連携して森林の土地の所有者等の情報を集約化した林地台帳を適切に運用する。

- (4) 安全なきのこ・山菜類を流通させるため、放射性物質検査を継続し安全性の確認を徹底するとともに、原木シイタケについては、安全性が確認されたロットの出荷制限解除等を速やかに進めるため、林業普及指導員を中心に生産者等への現地指導を市町村と連携して推進する。

うるしについては、うるし掻き職人の育成やウルシ苗木植栽の支援、山林における生育管理技術等に関する研究など、生産体制の充実に取り組み、県北地域の地場産業としての定着を図る。

## 2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

- (1) 県産木材の需要拡大と多くの県民が身近に木とふれあう機会を創出するため、木材利用の波及効果が期待できる中高層や大規模建築物などの木造化・木質化や木造住宅の建築を推進するとともに、児童等が使用する机・椅子等の木製品導入を推進する。

また、林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広く県民に対する木材利用の普及啓発を図る。

- (2) 製材の生産力や品質を向上させるため、木材加工設備等の整備に対して支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。

また、川上側の素材生産業者、川中の製材業者及び川下側の設計・工務店など関係者間での需要情報の共有により、B P材などの建築資材を定時・定量で供給できる体制を整えるとともに、効率的な県産木材のサプライチェーンの構築を図る。

## 3 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である茨城県自然観察施設（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県さのこ博士館、茨城県奥久慈憩いの森、茨城県水郷県民の森）の整備・修繕等を行うとともに、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図る。

- (2) 森林ボランティアの活動や森林づくり活動への県民の直接参加を促し、県民参加の森づくりを推進する。

また、森林内での多様な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、茨城県自然観察施設等を活用した森林・林業体験学習を実施する。

- (3) 令和5年に茨城県で開催される第46回全国育樹祭の実施に向け、開催内容の検討や関係機関との連絡調整など、必要な準備を計画的に行う。

## [ 林業課 ]

### 1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による持続的な森林管理を推進するため、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が集約化した森林において行う再造林や間伐等の森林整備を支援する。
- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道、作業道の整備を支援するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域振興を図るため、基幹的な林道として奥久慈グリーンライン林道の開設を推進する。
- (3) 林業用の優良種苗を安定的に供給するため、種子の増産を図るとともに、効率的な苗木生産が可能で低コストな造林に資するコンテナ苗生産量の増加を促進する。
- (4) 県有林の適正な管理と経営の安定化を図るため、下刈りや間伐などの保育管理を実施するとともに、計画的な伐採を推進する。
- (5) 県土や生活環境の保全に資するよう海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を図る。

### 2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林が持つ公益的機能を発揮させるため、適正な管理に努めるとともに、機能が低下した保安林については機能回復を図るため、植栽等の森林整備を実施する。
- (2) 災害を防止するため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工、治山ダム工、流路工、落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 飛砂や潮害、津波などから後背地の農地や宅地等を保全する海岸防災林の侵食防止を図るため、防潮護岸施設等の計画的な整備を実施する。
- (4) 海岸防災林の公益的機能の強化を図るため、松くい虫の被害を防止するための薬剤散布を行うとともに、松くい虫による被害木の伐倒処理を行うほか、衰退したマツ林では広葉樹などを植栽して早期に森林の回復を図る。
- (5) 気象災害や林野火災などを防止するため、森林パトロールを計画的に実施するとともに、森林保護に係る普及啓発活動を推進する。